

宇野千代ドラマ観光推進実行委員会 公式ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇野千代ドラマ観光推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）が制作する公式ロゴマークの使用（以下「使用」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 公式ロゴマークに関する一切の権利は、実行委員会に帰属するものとする。

(使用申請等)

第3条 公式ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、公式ロゴマーク使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を実行委員会に提出し、承認を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公式ロゴマーク使用届出書（様式第2号。以下「届出書」という。）の提出をもって足りるものとする。

- (1) 実行委員会の構成団体が使用するとき。
- (2) 地方公共団体又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が使用するとき。
- (3) 報道機関が報道以外の目的で使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実行委員会が届出書の提出で足りると認めるととき。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する使用については、第1項の規定による申請（以下「申請」という。）又は前項の規定による届出（以下「届出」という。）を要しない。

- (1) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実行委員会が申請又は届出を要しないと認めるとき。

4 使用の申請又は届出には、次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 公式ロゴマークの内容（デザイン）が分かる見本、企画書等
- (2) 前号に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認める書類

(資格要件)

第4条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する者からの申請があったときは、公式ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する風俗営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実行委員会が不適当と認める者

(使用承認等)

第5条 実行委員会は、第3条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。この場合において、実行委

員会が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 実行委員会若しくは連続テレビ小説の信用若しくは品位を損ない、又は損なうおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用し、又はその活動を支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人又は団体の壳名その他不当な目的に使用しようとするとき。
- (5) 公式ロゴマークを適正な使用方法に従って使用しないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が承認することが不適當と認めるとき。

2 実行委員会は、前項の規定により使用の承認をしたときは、公式ロゴマーク使用承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 実行委員会は、公式ロゴマークのデザインの統一、適正な表示その他必要があると認めるときは、使用見本等の修正を求めることができる。

4 実行委員会は、使用の承認をしないときは、公式ロゴマーク使用不承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第6条 公式ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 公式ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 申請書又は届出書に記載した使用目的等の範囲内で使用すること。
- (2) 公式ロゴマークの規格、色彩、書体等は、実行委員会が定める使用マニュアルに従うこと。
- (3) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 承認条件が付されている場合は、当該条件に従うこと。

(見本品等の提出)

第8条 使用者は、使用に係る成果物(広告、製品パッケージ、ウェブサイト等)の見本(写真・スクリーンショットを含む。)を実行委員会に提出するものとする。ただし、実行委員会が提出不要と認めた場合は、この限りでない。

(使用状況の報告等)

第9条 実行委員会は、必要に応じて使用者に対し、公式ロゴマークの使用状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

(承認の取消し等)

第10条 実行委員会は、使用者がこの要領又は承認内容に違反したと認めるとき、その他使用の継続が不適當と認める重大な理由があるときは、当該承認の取消し又は使用の中止、是正等を求めることができる。

2 前項の規定による承認の取消しは、公式ロゴマーク使用承認取消書(様式第5号)により行うものとする。

(経費負担)

第11条 実行委員会は、公式ロゴマークを使用する者に対し、当該使用に係る経費又は役務を負担しない。

(責任の制限)

第 12 条 公式ロゴマークの使用及び第 10 条第 1 項の規定による承認の取消し又は使用の中止、是正等により使用者に損害が生じた場合、実行委員会は故意又は重大な過失がない限り、その責任を負わない。

2 公式ロゴマークの使用により第三者との間に紛争等が生じた場合は、使用者の責任と負担において解決するものとし、実行委員会は損害賠償責任及びその他の法的責任を一切負わない。

(情報の公開)

第 13 条 実行委員会は、公式ロゴマークの適正な利用促進の観点から、使用状況等に関する情報を公表することができる。

(解散時の取扱い)

第 14 条 実行委員会が宇野千代ドラマ観光推進実行委員会規約第 12 条の規定により解散したときは、公式ロゴマークに関する一切の権利及び本要領に基づく承認その他の事務は、岩国市が承継する。

2 前項の場合において、解散前に実行委員会が行った承認その他の行為は、岩国市が行ったものとみなす。

3 解散後に公式ロゴマークを使用しようとする者は、第 3 条の規定にかかわらず、岩国市に申請又は届出を行うものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、公式ロゴマークの使用に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 2 月 18 日から施行する。

様式第 1 号 公式ロゴマーク使用申請書

様式第 2 号 公式ロゴマーク使用届出書

様式第 3 号 公式ロゴマーク使用承認通知書

様式第 4 号 公式ロゴマーク使用不承認通知書

様式第 5 号 公式ロゴマーク使用承認取消書